2019年6月県議会代表質問

6/20阿部裕美子

阿部裕美子です。日本共産党県議団を代表し、質問します。

福島第一原発事故から8年3か月が経過しました。

帰還困難区域外の避難指示が解除されてきましたが、住民の居住率は平均25％、小・中児童生徒の在籍率は10％にすぎません。草に覆われて朽ち果て、イノシシなどの鳥獣に荒らされた我が家を前に、帰らないと心を決めた人、先祖代々、汗と涙で築き上げてきた故郷に帰ることをあきらめた人など様々な思いが交錯する決断です。

廃炉の取り組みは、汚染水対策、核燃料デブリの取り出しなど課題は山積しています。この議場におられるどれだけの方が、福島原発事故の収束を見届けることができるでしょうか。いまさらながら、原発は一旦事故を起こせば甚大な被害になってしまうことを認識させられます。この現状や使用済み燃料の処理もできない原発を再稼働する選択肢はあり得ません。しかし、安倍政権は海外輸出もすべて行き詰まったにもかかわらず、原発にしがみつき、原発推進に固執しています。国民の命や安全を守ることよりも、電力会社など原発利益共同体の利益を優先しています。

本県の第二原発廃炉はオール福島の一致した願いです。昨年6月14日に東京電力の小早川社長が内堀知事に廃炉の方向で検討すると表明して以来1年が経過しましたが、正式決定には至っていません。

１．福島第二原発の廃炉について、東京電力任せにせず国が決断するよう求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

福島第一原発事故の廃炉作業に「特定技能」の外国人を就労させることについて、厚生労働省は東電に慎重な検討を要請する通達を出しました。

２．福島第一原発では特定技能外国人労働者を作業に従事させないよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に避難者数についてです。

福島県の避難者数について、県は約43,000人、市町村の集計では報道で約66,000人と基本的な実態把握で大きな乖離があります。

（１）市町村が把握している避難者数と県が取りまとめている避難者数に違いがありますが、その理由を尋ねます。

（２）原発事故によって避難をせざるを得なかった福島県民の一人一人の実態について、丁寧な要望の聞き取りを行うなど、市町村が把握している避難者の捉え方に沿って支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

仮設住宅の支援打ち切りによって、川俣町山木屋に戻った住民は「仮設にいた時の方が話し相手がいて、精神的に安定していた」と語っています。中山間地の農村にぽつりと孤立した生活を余儀なくされる帰還した人たちへの支援も切実になっています。

４．帰還した住民や復興公営住宅居住者の孤立や孤独死を防ぐため、生活支援相談員による支援を強化すべきですが、考えを尋ねます。

５．来年３月末で応急仮設住宅の供与が終了となる富岡町及び浪江町の全域、並びに葛尾村及び飯舘村の帰還困難区域について、供与を継続すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

原子力損害賠償についてです。

（１）集団申し立てを行っていた伊達市富成地区では富沢地区は受諾、高成田は拒否と、同じ行政区でありながら分断されました。

原子力損害賠償紛争解決センターの和解案への対応を含め、地域住民を分断しない賠償がなされるよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（２）ADRの集団申し立ては個別対応にすり替えられています。東京電力は自ら誓った和解案の尊重など賠償の三つの誓いに背いています。

県民の集団申立てに係る原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を受け入れるよう東京電力への指導を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（３）中間指針は最低基準を示したにすぎず、東電の営業損害追加賠償は1000件の内14件しか賠償されていません。８割にのぼる県内各自治体の首長も中間指針の見直しを求めており、完全賠償を求める立場です。

中間指針の見直しを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

二　次に、消費税と暮らし、社会保障、教育についてです。

安倍政権が進める10月からの消費税増税に対して「もう節約するところがない」「消費税10％増税では店を閉めるしかない」と切実な声が上がっています。日本世論調査会の6月の調査でも消費税増税反対が60％です。前回の消費税8％への増税後、実質家計消費は年25万円、労働者の実質賃金も年10万円、下がっています。しかも消費税は低所得者ほど負担が重く、経済的困難に苦しむ世帯をより一層追い詰める弱い者いじめの悪税です。

内閣府が発表した景気動向指数が２か月連続「悪化」となり、政府自身も景気悪化を認めざるを得ない、このような時に5兆円近い消費税増税実施は無謀と言わざるを得ません。

日本共産党は消費税に頼らない別の道で財源確保を提案しています。

大企業の法人税は様々な優遇措置により実質負担率は10.4％で、中小企業の法人税の負担率18.1％より7.7ポイントも低くなっています。内部留保、ため込み金は446兆円を超えています。大企業の法人税をせめて中小企業並みに引き上げることで4兆円、大株主優遇を質して、3.1兆円、米軍への思いやり予算の廃止で、0.4兆円、増税に頼らなくても7.5兆円の財源は確保できます。1機116億円のF35戦闘機を147機も購入するなど高額の米国製兵器の「爆買い」などを削り、予算の使い方を暮らし優先に切り替えれば、さらに財源の確保は進みます。

（１）消費税率１０パーセントへの増税による中小企業者への影響について把握すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（２）消費税率１０パーセントへの増税の中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

日本共産党は消費税増税中止とともに「暮らしに希望を―3つの提案」を行っています。

第一は8時間働けば普通に暮らせる社会の実現です。

福島県の最低賃金は772円、東京都の985円とは時給で213円、年収で43万円もの差があります。時給1000円になったとしても、年収200万円以下のワーキングプアであり、今、日本の労働者の約2割、1100万人が年収200万円以下です。この20年間で賃金が減っているのは世界の先進国で日本だけです

最低賃金引き上げは原発事故後なお深刻になっている本県の人口減少をくい止め、若者が地元で希望をもって働くことができるようになり、介護や保育など福祉分野の人手不足の解消にもつながります。

（１）人口減少と若者の流出に歯止めをかけ、人手不足の解消に有効な手だてとなるよう最低賃金を全国一律時給1000円に引き上げ、さらに1500円を目指すよう国に求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

（２）中小企業の賃上げ支援も必要です。安倍政権は中小企業の賃上げ支援策の予算を5年前の36億円から今年度５分の１の7億円に削減しました。日本共産党は今の予算規模を1000倍、7000億円への大幅な拡充を求めています.

中小企業の賃金引き上げ支援に係る予算を抜本的に増額し、社会保険料の事業主負担分を支援するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（３）中小企業が賃金引き上げができるよう県独自の支援策を実施すべきと思いますが、県の考えを伺います。

保育や介護・障がい福祉従事者は、公定価格や介護報酬で政府が賃金水準を決めていますが、他産業の平均と10万円の格差があります。この賃金格差の改善は労働力不足によって起きている待機児童や高齢者施設の待機者を解消する上でも重要です。

（４）保育従事者の処遇改善を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（５）介護・障がい福祉従事者の処遇改善を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

３　国保税についてです。

日本共産党の提案第二は暮らしを支える社会保障を整備することです。

「高くて納めきれない国保税」の引き下げは待ったなしの課題です。

命にかかわる大きな社会問題となっており、引き下げのために、全国知事会、市長会も求める公費１兆円の投入は不可欠です。国は直ちに実施すべきです。

子どもの人数が増えるほど負担が増える子どもに係る均等割りについては、国に先駆け、県内の南相馬市、岩手県の宮古市などで、全額免除が始まっています。

（１）県内全ての市町村において子どもに係る国保税の均等割を全額免除するための必要額を尋ねます。

（２）子どもに係る国保税の均等割を全額免除する制度を県として創設すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

本県の国保税滞納世帯の割合は、全国の１４．７％を上回る１７％に上ります。滞納を理由にして、事実上の保険証取り上げとなる資格証明書の発行は２９５３世帯です。全日本民医連調査だけでも、お金が無く保険証が無いなどで受診できず、手遅れで死亡が昨年は全国で７７件で、まさに命に直結する問題なのです。

（３）窓口で全額自己負担となる被保険者資格証明書や短期被保険者証の交付を行わないよう市町村に助言すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

４　年金制度についてです。

年金だけでは毎月5万5000円足りず、夫婦で2,000万円の資産形成が必要との金融庁の報告書が大問題になっています。年金をあてにせず貯金せよでは老後は安心できません。貧しい年金制度の立て直しこそ必要です。年金額の支給額を自動的に減らす「マクロ経済スライド」は低賃金だった労働者ほど、大きく目減りする仕組みです。日本共産党は現在の年金保険料が収入1000万円を超えると保険料が増えない上限額を健康保険と同じ2000万円まで引き上げ、高額所得者優遇をただし、約1.6兆円の保険収入を増やして「減らない年金」にする提案を行いました。

マクロ経済スライドを廃止し、全ての低年金者の年金の底上げを図るため、老後の社会保障費の大幅な増額を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

５　教育行政についてです。

日本共産党の第三の提案はお金の心配なく、学び、子育てができる社会を目指すことです。

安倍政権は大学無償化を言いますが、学費値上げは容認で授業料免除の対象になるのは、大学・短大・専門学校の全学生の1割程度です。しかも財源は消費税増税です。9割近い学生を対象にしない制度を「大学無償化」というのは「看板に偽りあり」です。

共産党は、大学の授業料をまず半額にし、段階的に無償化を目指し、給付型奨学金は月３万円を７０万人に、奨学金は無利子に、認可保育所は３０万人分の増設と保育士の月５万円の賃上げを提案しています。財源は先に述べたとおりです。

子どもの出生率が伸びない理由の筆頭に、「子育てや教育にお金がかかる」が挙げられていますが、国も県も家計応援が必要です。

県内の学校給食の無償化については、全額無料を4月から始まった古殿町など１２自治体で実施、半額・一部補助などを含み、すでに県内３１自治体が何らかの支援に取り組んでいます。

（１）市町村立小中学校の給食費の無償化を支援すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

今年2月に県教委が発表した「県立高等学校改革前期実施計画」は統廃合と選別化の２つの問題があります。今後5年間で25校を13校に再編整備する計画ですが、統廃合により高校がなくなるそれぞれの地域からこれまで地元高校がはたしてきた貴重な役割など存続を求める切なる声が相次いで上がっています。

新地町での懇談会では町長、教育長はじめ、商工会長から「小規模校だからこそできる細やかな教育がある」「一定の学力の生徒を受け入れて、伸ばす受け皿としても必要」また、復興の視点からも「地域の若者が復興に大きな役割を果たしてきた」などの意見が述べられました。

県教委の改革の第二は特色化という名のもとに、トップリーダーを育てる「進学指導拠点校」や「キャリア指導推進校」「職業教育推進校」など６つの学校群に序列化することです。教育行政が決めた「目指すべき生徒像」を上から押し付け、固定化し中学の段階から選択を迫るやり方に批判の声が上がっています。

教育基本法、第一条教育の目的には、「教育は人格の完成をめざす」とあります。教育本来の目的が歪められることにつながりかねません。教育はすべての生徒の一人一人の可能性をはぐくんでいくことであり、教育の場に差別や選別は許されません。

（２）県立高等学校改革前期実施計画における高校の統廃合は、中止を含め再検討すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

（３）県立高等学校改革前期実施計画における高校の選別化はやめるべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

保原高校の同窓会からも卒業生が地元の銀行や農協、中小企業などに即戦力として受け入れられてきた商業科を無くさないでほしい。保原高校定時制が福島中央高校に統合され、夜間部はなくなり、夕間部になれば、仕事やアルバイトを終えてから福島まで通うのは難しく、通学をあきらめてしまう。教育の機会均等を奪われてしまうことになりかねない。存続してほしいとの訴えです。

（４）保原高等学校の商業科及び定時制は存続すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

県学力テストについてです。

4月11日　、今年から小学4年生から中学2年生までを対象とする「ふくしま学力調査」が行われました。その1週間後、第12回「全国学力・学習状況調査」が行われました。各学校では「ふくしま学力調査」実施に向けて、春休み中に子どもたちに沢山の課題を与えたり、毎日の宿題や点数を向上させるためのドリルやプリント問題ずくめで子どもたちのゆとりさえ奪われています。学校現場からは「ふくしま学力調査」が、学力偏重の施策であり、教育現場を混乱させ、児童・生徒や教職員の多忙化に拍車をかける要因になっているとの悲鳴が上がっています。真の学力にはならないものであり、他県ではすでにやめているところがでています。

（５）来年度以降、ふくしま学力調査は中止すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

三　元号の使用についてです。

この間、新しい元号の発表、新天皇の即位、「代替わり」が行われました。

日本共産党は国会での新天皇の即位の賀詞決議に賛成しましたが、日本国憲法に基づいて天皇の即位、慶事、弔事などには儀礼的な敬意をもって対応する立場です。

戦前の時代は天皇が絶対的権力を握る体制でしたが、戦後は大きく転換し、主権は国民にある「国民が主人公」の民主国家になりました。日本国憲法第1章第1条天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であってこの地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と述べられ、天皇の制度は国民の完全なコントロールの下におかれるということを意味し、ヨーロッパの君主制とは異なることから共産党は党綱から「君主制の廃止」を削除しました。

安倍首相は、「令和の時代にふさわしい憲法づくりへ、機運を盛り上げていきたい」などと天皇の制度を政治利用して、主権者である国民と天皇との関係を立場を逆にする「主客転倒」の社会的雰囲気を作り出し、海外での無制限の武力行使を可能にする憲法9条改定を強行しようとしていますが、政治利用は許されません。

政府は、これまでも「一般国民にまで（元号）を強制することにはならない」との「政府統一見解」を明らかにしています。

県民が県や市町村に提出する文書における元号の使用については、強制ではなく本人の自由な選択とすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

四　オスプレイの飛行についてです。

福島県でオスプレイの低空飛行の目撃情報が相次いでいます。東北防衛局からの情報提供では既に42機、東京都横田基地から青森県三沢基地まで往復を繰り返しています。5月14日は西郷村、泉崎村、白河市東部、平田村でオスプレイ2機が低空飛行や旋回を繰り返す姿が目撃されました。喜多方市や福島市蓬莱などパイロットの顔が見えるほどの低空飛行や今まで見たことがない異様な機体の姿や轟音に恐怖と不安、怒りの声が上がっています。ルートも明らかにせず、低空飛行を繰り返すのは重大問題です。

オスプレイは墜落事故や部品落下、不時着など深刻な事故・トラブルを相次いで起こしています。オスプレイの目的は米軍の特殊部隊を輸送することで、日本の防衛ではありません。

１　オスプレイの飛行について、その都度、抗議し、飛行中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

２　この大元には日米地位協定があります。全国知事会でも求めていますが、改めて福島県は県民の生命と財産、安全を守るため、日米地位協定の見直しを県独自に国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

五　農産物の日米貿易交渉についてです。

日本とアメリカの貿易交渉FTAは農産物などの関税の撤廃・削減がもとめられ、本県の農業にとっても重大な影響を及ぼすものです。食料自給率が38％に落ち込んでいる日本の農業がさらなる自由化で離農や農地の荒廃が進む、まさに亡国の協議です。トランプ大統領が2国間交渉に乗り出したのは、「アメリカ第一」の立場から、より有利な譲歩を迫るためです。アメリカ言いなりの交渉を続け、その内容は「参議院選挙が終わるまで公表しない」ことを条件に農産物で大幅譲歩を「密約」したといわれています。

農産物の日米貿易交渉の中止を国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

六　商業まちづくり基本方針の見直し等についてです。

全国に先駆けてつくられた「商業まちづくり条例」の基本方針の見直しが進められています。基本方針に連携中枢都市圏や定住自立権など圏域での協力・連携による広域的なまちづくりの推進が書き込まれ、店舗面積が6千平方メートルから8千平方メートルに緩和されます。今、地域に求められていることは「福島県商業まちづくり条例」にのべられている日常生活圏でだれもが暮らしやすい、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを進めることです。いわき市小名浜の大型商業施設「イオンモールいわき小名浜」の出店から1年となりましたが、買い物客の周辺施設への回遊効果は鈍く、波及効果は限定的と指摘されています。

１　商業まちづくり基本方針及び特定小売商業施設の基準店舗面積の見直しについて、パブリックコメントでどのような意見が寄せられたのか尋ねます。

２　特定小売商業施設の基準店舗面積を８千平方メートルに緩和すべきではないと思いますが、県の考えを尋ねます。

七　旧優生保護法による優生手術等の被害者救済についてです。

旧優生保護法の下で、“優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する“などとして、知的障害者や精神疾患などを理由に不妊手術を行うという重大な人権侵害が行われてきました。長いこと闇に葬られてきましたが、被害者や支援者の粘り強い取り組みが扉を開き、4月24日、国会で強制不妊手術の被害者への「一時金支給法」が、成立しました。しかし、被害者が求めてきた国による謝罪が明記されていないなど、被害者の人権回復には多くの問題が残されています。厚労省によれば、旧優生保護法の下で手術を受けた人は約2万5千人。そのうち約1万6500人が本人の同意なく手術を強制されていました。本県においては533人、本人の同意なしが381人です。

法に元づく実行であったとはいえ重大な人権侵害が行われたことについては二度と繰り返さないための被害者への謝罪と深い反省を行うことが必要だと思います。

県内全ての被害者の救済となるよう、旧優生保護法一時金支払に向け、県はどのように取り組んでいくのか尋ねます。

八　ひきこもり対策についてです。

内閣府は「ひきこもり」について40歳から64歳までを対象とする調査を初めて行い、ひきこもりの高年齢化と長期化の実態が明らかにされました。推計で61万人、15歳から39歳の推計54万1千人を上回るとされ、「ひきこもり」の対応は中高年者を含めて、急務となっています。相談窓口につながらず、孤立し、5月に発生した川崎の殺傷事件のように子どもに危害を加えてはならないと父親がわが子を殺害するという悲惨な事件が起きてしまいました。この事件からひきこもりをする人たちが犯罪予備軍のような報道やそれを助長する風潮は問題であります。まずは「ひきこもり」の丁寧な実態把握が急務であると思います。東北6県では岩手県、山形県で実施されています。

１　本県におけるひきこもりの実態を把握すべきと思いますが県の考えを尋ねます。

２　ひきこもりからの社会復帰を支援するため、各市町村に専門職員を配置した相談窓口を設置すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

３　ひきこもり対策を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。